

検討のための会
= 仮称「経済的支援検討会」 =
において検討して頂きたい事項

岡 村 勲

- 1 「骨子」及びパブリックコメントをふまえた基本計画案(1)(2)に掲げられた補償を含めた各種の経済的支援に関する今後の検討事項及び担当の機関を整理すると別紙 のとおりとなる。
これによれば、担当の機関は大きく分けて、「給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置するための会」(仮に「経済的支援検討会」と称する)が担当する事項と、各省庁で担当する事項とに分けられる。
- 2 ところで、補償制度のあり方については、第2回検討会への岡村勲意見において、基本法制定の趣旨に基づく国の補償責任の明確化を含め、補償の程度、補償の仕方、認定機関など具体的な改革案を提案した。その要旨を別紙 に記載した。
ここで提案した改革案は、上記に掲げた「経済的支援検討会」において検討することとなっているが、検討漏れのないように、必ず検討するようにされたい。
- 3 特に、次の事項は計画案では記載がないが、経済的支援の重要な内容であるので、上記の検討会で必ず検討するべきである。
 - (1) カウンセリング費用、介護費用の無料化
 - (2) 後遺障害の認定に至るまでの長期療養者への休業補償等
 - (3) 自宅等改造費等の支給
 - (4) 年金の支給
 - (5) 補償の程度、補償制限、国外における被害補償、時効、併給調整、認定機関、不服申立機関

別紙

「推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚労省からなる検討のための会」(仮称「経済的支援検討会」)の検討事項として掲げられているもの

犯罪被害者等基本計画案(1)

- 1 第1-1-(2) 損害賠償債務の国による立替場払及び求償等の是非に関する検討(5頁)
- 2 第1-1-(3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討(6頁)
- 3 第1-2-(3) 経済的支援を厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施(9頁)
- 4 第1-3-(2)-オ 児童虐待、配偶者からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について(11頁)
- 5 第1-3-(2)-カ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保について(11頁)
- 6 計画案(2)事務局案
第2-1-(7)-イ 後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスのあり方の検討(3頁)

の検討会の検討事項からはずれたもの

犯罪被害者等基本計画案(1)

- 1 第1-1-(2) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の新たな導入の検討【法務省】(5頁)
- 2 第1-1-(2) 受刑者報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用【法務省】(7頁)
- 3 第1-2-(2) 重傷病給付金の支給範囲等の拡大【警察庁】(8頁)
- 4 第1-2-(4) 性犯罪被害者の緊急避妊等経費【警察庁】(9頁)
- 5 第1-2-(5) 遺体運搬費等(遺体修復費を含む)に対する措置【警察庁】(9頁)
- 6 第1-2-(6) 医療保険利用の利便性の確保【警察庁の協力の下で厚労省】(9頁)
- 7 第1-3-(1) 公費住宅への優先入居等【国交省】(10頁)
- 8 第1-3-(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保【厚労省】(10頁)
- 9 第1-4-(3) 被害回復のための休暇制度の導入の是非に関する検討【警察庁、法務省の協力の下で厚労省】(12頁)
- 10 第2-1-(3) PTSDの診断及び治療にかかる医療保険適用の範囲拡大【厚労省・平成18年度次期診療報酬改定で検討】
- 11 第2-1-(6) 高次脳機能障害者への支援の充実【厚労省・障害者自立支援法、高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等】(3頁)
- 12 第2-1-(10) 性暴力被害者のための医療体制の整備【厚労省】(4頁)

別紙

1 補償の明文化

国による補償については、明文の規定を設けるべきである。

2 補償の程度

国による補償は、生活保護のような最低生活水準の維持を目的とするものではなく、被害者等が事件以前の生活水準まで近づける程度のものでなければならない(但し、一定の上限を設ける必要がある)。

3 責任無能力の場合の手だて

国による補償は、加害者が損害賠償義務を負わない場合でも(責任無能力など)国が補償するものでなければならない。

4 医療費等の無料

医療費、カウンセリング費用、介護費用は、無料とするものでなければならない。

5 自宅改造費用などの補償

通院費などの医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車いす・義肢等の補装具の費用など特別の支出については、実費を補償するものでなければならない。

6 一時金

被害者等に対して、次の場合に一時金を支払うものでなければならない。なお、一時金として支払われる金額の上限は、自動車損害賠償責任保険の政府事業の金額を参考にするものとする。

死亡

長期療養

被害者が、その被った傷害が治癒するまで、あるいは後遺症について補償金の支給を受けるまでの間、長期の療養を必要とする場合には、その期間中の休業補償を支給する。

被害者の付き添いのために休業した家族がいる場合には、その家族に対しても休業補償を支給する。

7 後遺障害の補償金算定方法

死亡あるいは後遺障害に対する補償金額の計算方法については、補償金の早期支給を可能とするためできるだけ簡便で分かり易い方法を採用するものでなければならない。

8 仮給付

被害者等は必要に応じ被害直後から迅速で簡便なる支給方法で仮給付を受け

ることができるものでなければならない。

9 年金について

被害者に障害等級7級以上（自賠責保険の基準による）の障害が残った場合には、被害者に一時金を支給するだけでなく、これに加えて、その障害の等級に応じた額の年金を支給するものでなければならない。被害者が死亡した場合に、遺族の生活維持に必要である場合にも同様である。ただし、年金の支給の決定にあたり被害者の資力審査を行い、経済的に余裕があって年金の支給の必要がない場合にはこれを支給しないこととする必要もある。支給金額は、支給中に改訂することができるものでなければならない。

10 補償の制限

補償は、支給することが社会的に相当でないと認められるときに限り制限することができるが、加害者との間の親族関係その他特定の人的関係だけを理由に制限することはできないというべきである。

10 国外における被害補償

日本国籍を有する者は、日本国外において犯罪被害を受けた場合にも、補償を受けられるようにすべきである。

11 時効

補償を受ける権利は時効にかからないものでなければならない。ただし、年金の支給時期は申請時からとすべきである。

12 併給調整

一時金については減額しないようにすべきである。

13 認定機関、不服申立機関

独立の認定機関を設け、その認定に対する不服申立機関も独立に作るべきである。

平成17年11月14日

3つの「検討のための会」 の構成について

岡 村 勲

犯罪被害者等基本法は、その前文で、犯罪被害者等の視点にたった、犯罪被害者等のための施策を実現すべきことを国及び自治体の責務と定め、そのために内閣府に基本計画検討会が設置されました。これを前提に、今後、基本計画検討会では、3つの施策について「検討のための会」を作り、具体的な施策作り着手することになっています。

計10回の基本計画検討会の議論を通して、今まで、議論の糸口すらつかめなかった被害者問題について、内閣府が中心となってここまで議論が進展してきたという確かな現実が存在します。被告人の権利だけに焦点が当てられていた我が国における今までの議論を考えれば、画期的なことです。今後設置される「検討のための会」において、これまでの議論が後戻りするようなことがあってはなりません。

そこで、今後設置される「検討のための会」における構成員として、次の通り提案します。

基本法第27条が「犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者」と定めていますから、その趣旨を生かし、

犯罪被害者問題に理解がある者

犯罪被害者の立場に立って意見を言える者

犯罪被害者等基本法の精神を十分に理解している人

から選任されることを提案します。

具体的には、犯罪被害者団体に所属する人またはその推薦する人を複数入れて頂きたいと思います。

平成17年11月21日

3つの「検討のための会」の構成について (追加意見書)

= 日弁連意見に対して =

岡 村 勲

この問題に関する意見は平成17年11月14日付意見書を提出したとおりです。この書面では、2005年11月17日付日本弁護士連合会意見書に関する意見を述べます。

【意見】

同意見書では の項において、「3つの「検討のための会」にはいずれも当連合会推薦による弁護士を有識者構成員として含ませるべきである。」旨が述べられています。

もし、日弁連に対して、構成員として弁護士の推薦を依頼する場合は、漠然と推薦を求めるのではなく、現に犯罪被害者支援等に取り組み、被害者問題に精通した弁護士を推薦するよう、条件を付して推薦依頼すべきであると、考えます。

【理由】

3つの「検討のための会」は、特に重要な問題を含むために、今回の基本計画で結論を出す余裕がなく、継続的検討課題となったものを検討するための会であり、その構成員の人選は極めて重要であります。

「検討のための会」は、時間的制約もありますから、犯罪被害者等基本法 の精神を十分に理解し、被害者問題についての知識と経験を有し、それに精通した者によって構成される必要があります。

日弁連には、犯罪被害者支援委員会があり、この要件を満たす弁護士が多数おりますから、漠然と「有識者」として推薦を求めるのではなく、上記の条件を付した上で推薦を求めるべきと考えます。